

鳥取県老人福祉法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県老人福祉法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県老人福祉法施行細則(平成5年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>養護老人ホーム等の設置の届出手続等</u>)</p> <p>第8条 法第15条第3項の規定による届出は、<u>養護老人ホーム等設置届出書</u>(様式第7号)を提出しなければならない。</p> <p>2 省令第3条第1項に規定する申請書は、<u>養護老人ホーム等設置認可申請書</u>(様式第8号)によるものとする。</p>	<p>(<u>老人ホーム</u>の設置の届出手続等)</p> <p>第8条 法第15条第3項の規定による届出は、<u>老人ホーム設置届出書</u>(様式第7号)を提出しなければならない。</p> <p>2 省令第3条第1項に規定する申請書は、<u>老人ホーム設置認可申請書</u>(様式第8号)によるものとする。</p>
<p>(<u>養護老人ホーム等の事業開始の届出</u>)</p> <p>第9条 法第15条第3項又は第4項の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置した者(以下「設置者」という。)は、その事業を開始したときは、速やかに、<u>養護老人ホーム等事業開始届出書</u>(様式第9号)を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(<u>老人ホーム</u>の事業開始の届出)</p> <p>第9条 法第15条第3項又は第4項の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置した者(以下「設置者」という。)は、その事業を開始したときは、速やかに、<u>老人ホーム事業開始届出書</u>(様式第9号)を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(<u>養護老人ホーム等の届出事項の変更の届出手続</u>)</p> <p>第10条 法第15条の2第2項の規定による届出は、<u>養護老人ホーム等届出事項変更届出書</u>(様式第10号)を提出しなければならない。</p>	<p>(<u>老人ホーム</u>の届出事項の変更の届出手続)</p> <p>第10条 法第15条の2第2項の規定による届出は、<u>老人ホーム届出事項変更届出書</u>(様式第10号)を提出しなければならない。</p>
<p>(<u>養護老人ホーム等の廃止等の届出手続等</u>)</p> <p>第11条 法第16条第2項の規定による届出は、<u>養護老人ホーム等廃止等届出書</u>(様式第12号)を提出して</p>	<p>(<u>老人ホーム</u>の廃止等の届出手続等)</p> <p>第11条 法第16条第2項の規定による届出は、<u>老人ホーム廃止等届出書</u>(様式第12号)を提出してしな</p>

しなければならない。

2 省令第5条に規定する申請書は、養護老人ホーム等廃止時期等認可申請書（様式第13号）によるものとする。

様式第1号（第2条関係）

老人居宅生活支援事業開始届出書

職氏名様

老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略	
事業の用に供する施設（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、 <u>小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業</u> を行う場合に限る。）	略 入所（登録・入居）定員（老人短期入所事業、 <u>小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業</u> を行う場合に限る。）
略	

添付書類

1～4 略

様式第2号（第3条関係）

老人居宅生活支援事業届出事項変更届出書

職氏名様

老人居宅生活支援事業に係る届出事項を変更したので、老人福祉法第14条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

なければならない。

2 省令第5条に規定する申請書は、老人ホーム廃止時期等認可申請書（様式第13号）によるものとする。

様式第1号（第2条関係）

老人居宅生活支援事業開始届出書

職氏名様

老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略	
事業の用に供する施設（老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は <u>痴呆対応型老人共同生活援助事業</u> を行う場合に限る。）	略 入所（入居）定員（老人短期入所事業又は <u>痴呆対応型老人共同生活援助事業</u> を行う場合に限る。）
略	

添付書類

1～4 略

様式第2号（第3条関係）

老人居宅生活支援事業届出事項変更届出書

職氏名様

老人居宅生活支援事業に係る届出事項を変更したい（変更した）ので、老人福祉法第14条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 氏 名 ⑤
(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

変 更 事 項	
略	

様式第3号(第4条関係)

老人居宅生活支援事業廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

老人居宅生活支援事業を廃止(休止)したいので、老人福祉法第14条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 氏 名 ⑤
(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

廃止(休止)予定年月日	年 月 日
略	

様式第4号(第5条関係)

老人デイサービスセンター等設置届出書

職 氏 名 様

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設・老人介護支援センター)を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所

郵便番号 _____
住 所
フリガナ
届出者 氏 名 ⑤
(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

事業の種類及び内容	
変 更 事 項	
略	

様式第3号(第4条関係)

老人居宅生活支援事業廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

老人居宅生活支援事業を廃止(休止)したいので、老人福祉法第14条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所
フリガナ
届出者 氏 名 ⑤
(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

事業の種類及び内容	
廃止(休止)予定年月日	年 月 日
略	

様式第4号(第5条関係)

老人デイサービスセンター等設置届出書

職 氏 名 様

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設)を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所

フリガナ
届出者 名 称
代表者職氏名 ⑩
電話番号

略

添付書類

1～5 略

様式第5号(第6条関係)

老人デイサービスセンター等届出事項変更届出書

職 氏 名 様

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設・老人介護支援センター)に係る届出事項を変更したので、老人福祉法第15条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 名 称
代表者職氏名 ⑩
電話番号

略
変 更 年 月 日

様式第6号(第7条関係)

老人デイサービスセンター等廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設・老人介護支援センター)を廃止(休止)したいので、老人福祉法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

フリガナ
届出者 名 称
代表者職氏名 ⑩
電話番号

略

添付書類

1～5 略

様式第5号(第6条関係)

老人デイサービスセンター等届出事項変更届出書

職 氏 名 様

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設)に係る届出事項を変更したい(変更した)ので、老人福祉法第15条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所
フリガナ
届出者 名 称
代表者職氏名 ⑩
電話番号

略
変 更 年 月 日
現に入所している者に対する措置 (老人短期入所施設の入所定員を 減少しようとする場合に限る。)

様式第6号(第7条関係)

老人デイサービスセンター等廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設)を廃止(休止)したいので、老人福祉法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所 _____
フリガナ _____
届出者 名 称 _____
代表者職氏名 _____ ㊟
電話番号 _____

略	
現に便宜若しくは援助を受け、又は入所している者に対する措置	
略	

様式第7号（第8条関係）

養護老人ホーム等設置届出書

職 氏 名 様

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職氏名 _____ ㊟
電話番号 _____

略	
施設の運営の方針（ <u>養護老人ホームの場合に限る。</u> ）	
入所定員（ <u>養護老人ホームの場合に限る。</u> ）	
職員の定数及び職務の内容（ <u>養護老人ホームの場合に限る。</u> ）	
施設の運営についての重要事項に関する規程（ <u>特別養護老人ホームの場合に限る。</u> ）	
入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（ <u>特別養護老人ホームの場合に限る。</u> ）	
職員の勤務の体制及び勤務形態（ <u>特別養護老人ホームの場合に限る。</u> ）	
協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（ <u>協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。</u> ）	

郵便番号 _____
住 所 _____
フリガナ _____
届出者 名 称 _____
代表者職氏名 _____ ㊟
電話番号 _____

略	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
略	

様式第7号（第8条関係）

老人ホーム設置届出書

職 氏 名 様

老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職氏名 _____ ㊟
電話番号 _____

略	
施設の運営の方針	
入所定員	
職員の定数及び職務の内容	

略

添付書類

1 及び 2 略

3 資産の状況を記載した書類（地方独立行政
法人が設置する場合に限る。）

4 土地及び建物に係る権利関係を明らかにし
た書類

5 当該市町村の区域外に施設を設置しようと
する場合にあっては、当該施設を設置しよう
とする区域の市町村の同意書（市町村が設置
する場合に限る。）

6 定款その他の基本約款（地方独立行政法人
が設置する場合に限る。）

7 施設を設置しようとする区域の市町村の意
見書（地方独立行政法人が設置する場合に限
る。）

様式第 8 号（第 8 条関係）

養護老人ホーム等設置認可申請書

職 氏 名 様

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）の設置の
認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第 3 条第
1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 名 称

代表者職氏名

印

電話番号

略

施設の運営の方針（養護老人ホー
ムの場合に限る。）

入所定員（養護老人ホームの場合
に限る。）

略

添付書類

1 及び 2 略

3 土地及び建物に係る権利関係を明らかにし
た書類

4 当該市町村の区域外に施設を設置しようと
する場合にあっては、当該施設を設置しよう
とする区域の市町村の同意書

様式第 8 号（第 8 条関係）

老人ホーム設置認可申請書

職 氏 名 様

老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福
祉法施行規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとお
り申請します。

年 月 日

郵便番号 _____

住 所

フリガナ

申請者 名 称

代表者職氏名

印

電話番号

略

老人ホームの運営方針

入所定員

職員の定数及び職務の内容(養護老人ホームの場合に限る。)

施設の運営についての重要事項に関する規程(特別養護老人ホームの場合に限る。)

入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(特別養護老人ホームの場合に限る。)

職員の勤務の体制及び勤務形態(特別養護老人ホームの場合に限る。)

協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

略

添付書類

- 1 略
- 2 資産の状況を記載した書類
- 3～6 略

様式第9号(第9条関係)

養護老人ホーム等事業開始届出書

職 氏 名 様

年 月 日付(第 号)で設置の届出をした(認可を受けた)養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)の事業を 年 月 日開始したので、鳥取県老人福祉法施行細則第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 名 称
代表者職氏名
電話番号

印

職員の定数及び職務の内容

略

添付書類

- 1 略
- 2 資産の状況を明らかにした書類
- 3～6 略
- 7 市町村の委託を受けて事業を行う場合においては、当該市町村との間に委託契約が締結されていること、又は締結される見込みであることを明らかにした書類

様式第9号(第9条関係)

老人ホーム事業開始届出書

職 氏 名 様

年 月 日付(第 号)で設置の届出をした(認可を受けた)老人ホームの事業を 年 月 日開始したので、鳥取県老人福祉法施行細則第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所
フリガナ
届出者 名 称
代表者職氏名
電話番号

印

様式第10号（第10条関係）

養護老人ホーム等届出事項変更届出書

職 氏 名 様

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）に係る届出事項について変更したいので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 名 称

代表者職氏名 ㊞

電話番号

略

様式第12号（第11条関係）

養護老人ホーム等廃止等届出書

職 氏 名 様

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を廃止（休止・入所定員を減少・入所定員を増加）したいので、老人福祉法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職氏名 ㊞

電話番号

略

様式第13号（第11条関係）

養護老人ホーム等廃止時期等認可申請書

職 氏 名 様

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）の廃止（休止・入所定員の減少）の時期（入所定員の増加）について認可を受けたいので、老人福祉法第16条第3項の規定により、次のとおり申請します。

様式第10号（第10条関係）

老人ホーム届出事項変更届出書

職 氏 名 様

老人ホームに係る届出事項について変更したいので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____

住 所

フリガナ

届出者 名 称

代表者職氏名 ㊞

電話番号

略

様式第12号（第11条関係）

老人ホーム廃止等届出書

職 氏 名 様

老人ホームを廃止（休止・入所定員を減少・入所定員を増加）したいので、老人福祉法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職氏名 ㊞

電話番号

略

様式第13号（第11条関係）

老人ホーム廃止時期等認可申請書

職 氏 名 様

老人ホームの廃止（休止・入所定員の減少）の時期（入所定員の増加）について認可を受けたいので、老人福祉法第16条第3項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 名 称

代表者職氏名

㊞

電話番号

略

様式第14号（第12条関係）

有料老人ホーム設置届出書

職 氏 名 様

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

㊞

〔法人にあっては、名称及び
代表者の氏名〕

電話番号

略

供与される介護等の内容

略

入居定員及び居室数

略

一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額

略

添付書類

1～4 略

5 市場調査等による入居者の見込みを記載した書類

6及び7 略

8 入居契約に入居契約の解除に係る返還金の定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容を記載した書類

9 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容を

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 名 称

代表者職氏名

㊞

電話番号

略

様式第14号（第12条関係）

有料老人ホーム設置届出書

職 氏 名 様

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

㊞

〔法人にあっては、名称及び
代表者の氏名〕

電話番号

略

供与される便宜の内容

略

入所定員及び居室数

略

入所一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額

略

添付書類

1～4 略

5 市場調査等による入所者の見込みを記載した書類

6及び7 略

記載した書類

10 設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した書類

様式第15号（第13条関係）

有料老人ホーム届出事項変更届出書

職 氏 名 様

有料老人ホームに係る届出事項に変更が生じたので、老人福祉法第29条第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名 [㊞]

〔法人にあっては、名称及び
代表者の氏名〕

電話番号

略

様式第16号（第14条関係）

有料老人ホーム休止（廃止）届出書

職 氏 名 様

有料老人ホームの事業を休止（廃止）したので、老人福祉法第29条第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名 [㊞]

〔法人にあっては、名称及び
代表者の氏名〕

電話番号

略

様式第15号（第13条関係）

有料老人ホーム届出事項変更届出書

職 氏 名 様

有料老人ホームに係る届出事項に変更が生じたので、老人福祉法第29条第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____

住 所

フリガナ

届出者 氏 名 [㊞]

〔法人にあっては、名称及び
代表者の氏名〕

電話番号

略

様式第16号（第14条関係）

有料老人ホーム休止（廃止）届出書

職 氏 名 様

有料老人ホームの事業を休止（廃止）したので、老人福祉法第29条第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____

住 所

フリガナ

届出者 氏 名 [㊞]

〔法人にあっては、名称及び
代表者の氏名〕

電話番号

略

第2条 鳥取県老人福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（有料老人ホームの届出事項の変更の届出手続）</p> <p>第13条 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム届出事項変更届出書（様式第15号）を提出してしなければならない。</p> <p>（有料老人ホームの廃止等の届出手続）</p> <p>第14条 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム休止（廃止）届出書（様式第16号）を提出してしなければならない。</p> <p>様式第15号（第13条関係）</p> <p style="text-align: center;">有料老人ホーム届出事項変更届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>有料老人ホームに係る届出事項に変更が生じたので、老人福祉法第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、名称及び 代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p>様式第16号（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">有料老人ホーム休止（廃止）届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>有料老人ホームの事業を休止（廃止）したので、老人福祉法第29条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	<p>（有料老人ホームの届出事項の変更の届出手続）</p> <p>第13条 法第29条第2項前段の規定による届出は、有料老人ホーム届出事項変更届出書（様式第15号）を提出してしなければならない。</p> <p>（有料老人ホームの廃止等の届出手続）</p> <p>第14条 法第29条第2項後段の規定による届出は、有料老人ホーム休止（廃止）届出書（様式第16号）を提出してしなければならない。</p> <p>様式第15号（第13条関係）</p> <p style="text-align: center;">有料老人ホーム届出事項変更届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>有料老人ホームに係る届出事項に変更が生じたので、老人福祉法第29条第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、名称及び 代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p>様式第16号（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">有料老人ホーム休止（廃止）届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>有料老人ホームの事業を休止（廃止）したので、老人福祉法第29条第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>

郵便番号 住 所 フリガナ 届出者 氏 名 ㊞ (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名) 電話番号	郵便番号 住 所 フリガナ 届出者 氏 名 ㊞ (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名) 電話番号
略	略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第3条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																																																																																																																																																														
<p>別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)</p> <p>個別職員に係る事務処理権限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">所 属 名</th> <th rowspan="3">事 項 種 類 内 容</th> <th colspan="6">事務処理権限の区分</th> <th rowspan="3">地方機関の 長の名称</th> </tr> <tr> <th colspan="3">専 決 権 者</th> <th colspan="3">委 任 決 断 権 者</th> </tr> <tr> <th>知事</th> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>地方機関 の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長 寿 社 会 課</td> <td rowspan="3">一 老人福祉 法(昭和38 年法律第 133号)に 基づく知事 の権限に属 する事務</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 同法第29条第7 項の規定による報 告の請求又は施設 の設備についての 調査の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 同法第29条第9 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15 同法第29条第10 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令をした 旨の告示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 属 名	事 項 種 類 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	専 決 権 者			委 任 決 断 権 者			知事	部長	課長	部長	課長	地方機関 の長	略									長 寿 社 会 課	一 老人福祉 法(昭和38 年法律第 133号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	略							13 同法第29条第7 項の規定による報 告の請求又は施設 の設備についての 調査の実施							14 同法第29条第9 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令								15 同法第29条第10 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令をした 旨の告示							略									略									<p>別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)</p> <p>個別職員に係る事務処理権限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">所 属 名</th> <th rowspan="3">事 項 種 類 内 容</th> <th colspan="6">事務処理権限の区分</th> <th rowspan="3">地方機関の 長の名称</th> </tr> <tr> <th colspan="3">専 決 権 者</th> <th colspan="3">委 任 決 断 権 者</th> </tr> <tr> <th>知事</th> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>地方機関 の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長 寿 社 会 課</td> <td rowspan="3">一 老人福祉 法(昭和38 年法律第 133号)に 基づく知事 の権限に属 する事務</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 同法第29条第6 項の規定による報 告の請求又は施設 の設備についての 調査の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 同法第29条第8 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15 同法第29条第9 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令をした 旨の告示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 属 名	事 項 種 類 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	専 決 権 者			委 任 決 断 権 者			知事	部長	課長	部長	課長	地方機関 の長	略									長 寿 社 会 課	一 老人福祉 法(昭和38 年法律第 133号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	略							13 同法第29条第6 項の規定による報 告の請求又は施設 の設備についての 調査の実施							14 同法第29条第8 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令								15 同法第29条第9 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令をした 旨の告示							略									略								
所 属 名			事 項 種 類 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称																																																																																																																																																					
				専 決 権 者			委 任 決 断 権 者																																																																																																																																																								
	知事	部長		課長	部長	課長	地方機関 の長																																																																																																																																																								
略																																																																																																																																																															
長 寿 社 会 課	一 老人福祉 法(昭和38 年法律第 133号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	略																																																																																																																																																													
		13 同法第29条第7 項の規定による報 告の請求又は施設 の設備についての 調査の実施																																																																																																																																																													
		14 同法第29条第9 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令																																																																																																																																																													
	15 同法第29条第10 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令をした 旨の告示																																																																																																																																																														
略																																																																																																																																																															
略																																																																																																																																																															
所 属 名	事 項 種 類 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称																																																																																																																																																							
		専 決 権 者			委 任 決 断 権 者																																																																																																																																																										
		知事	部長	課長	部長	課長	地方機関 の長																																																																																																																																																								
略																																																																																																																																																															
長 寿 社 会 課	一 老人福祉 法(昭和38 年法律第 133号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	略																																																																																																																																																													
		13 同法第29条第6 項の規定による報 告の請求又は施設 の設備についての 調査の実施																																																																																																																																																													
		14 同法第29条第8 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令																																																																																																																																																													
	15 同法第29条第9 項の規定による有 料老人ホームの設 置者に対する改善 措置の命令をした 旨の告示																																																																																																																																																														
略																																																																																																																																																															
略																																																																																																																																																															

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。